

契約・解約トラブルなんでも 110 番 実施状況

1 事業の内容

国が提唱する 5 月の「消費者月間」の事業のひとつとして、平成 7 年度から金沢弁護士会消費者問題対策委員会との共催で「契約・解約トラブルなんでも 110 番」を実施し、弁護士と消費生活相談員が消費者からの相談に応じた。

日 時：平成 30 年 5 月 21 日（月）午前 10 時～午後 3 時

弁護士：6 名（午前 3 名、午後 3 名）消費生活相談員：6 名

2 相談件数

30 件（来所相談 10 件 電話相談 20 件）

3 相談内容の内訳

運輸・通信サービス	8 件	保健衛生品	2 件
商品一般	3 件	車両・乗り物	2 件
教養・娯楽サービス	3 件	工事・建築・加工	2 件
食料品	2 件	その他	8 件

4 主な相談事例

- (1) 携帯電話からスマートフォンに機種変更すれば割引プラン適用との説明で契約したが、店員の誤りで割引対象外と分かった。当初の説明どおり割引を適用してほしい。（40 歳代 女性）
- (2) 分譲マンションを契約し手付金 100 万円余を支払った。住宅ローンの返済が不安で解約したいが手付金は放棄しなければならないか。（20 歳代 女性）
- (3) 息子が中古車を購入した際に白紙委任状に実印を押して提出するよう要求された。悪用されないか心配だ。（40 歳代 女性）

5 過去の開催状況

平成 27 年度（5 月 25 日）	26 件（来所相談 7 件 電話相談 19 件）
平成 28 年度（5 月 16 日）	33 件（来所相談 19 件 電話相談 14 件）
平成 29 年度（5 月 15 日）	30 件（来所相談 11 件 電話相談 19 件）